

糸魚川市農業委員会 議事録	
開催日	令和6年4月30日(木) 午前9時30分から午前10時15分
会議場所	糸魚川市役所 2階 203・204 会議室
出席委員	【農業委員（出席14名、欠席5名）】 出席委員：1 番渡辺朗委員、2 番片山敏隆委員、4 番恩田正平委員 5 番近藤栄樹委員、6 番松本秀夫委員、7 番米原文明委員、 8 番荻野輝道委員、9 番加藤政人委員、12 番井上二郎委員 13 番齋藤登委員、14 番稲葉淳一委員、15 番齋藤正機委員 17 番松澤正善委員、18 番松澤隆一委員、 欠席委員：3 番大島博委員、10 猪又正己委員、11 番福田幸生委員、16 番 川合次夫委員、19 番樋口佐登子委員 【農地利用最適化推進委員（出席要請無、出席1名）】 出席委員：8 番池原栄一委員 （以上、出席15名）
出席職員	農業委員会事務局 井上次長、小島係長（書記）、小竹主任主査、伊藤主査、林主査
説明等のため 出席した者の 職氏名	
署名委員	議長
	4 番 委員
	5 番 委員

会議に付した事件並びに審議事項

議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 報告事項

報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて
No.1～No.6 6件

報告第2号 農地の休耕及び増反届について
No.1～No.9 9件

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
No.1～No.17 17件

報告第4号 農地の用途変更及び嵩上げ届について
No.801 1件

日程第3 付議事項

議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
No.3001～No.3002 2件

議 第2号 農用地利用集積計画案について
No.1～No.57 57件

議 第3号 農用地利用集積等促進計画案について
No.1～No.2 2件

議 第4号 農地利用状況調査に基づく非農地判断について

日程第4 その他

- 1 次回農業委員会の日程について
- 2 令和5年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について

会議の経過概要

発言者	発言要旨
議長 (米原委員)	お疲れさまです。 それでは、時間がまいりましたので、農業委員会を開催させていただきます。本日の欠席通告委員は、農業委員 3 番大島博委員、10 猪又正己委員、11 番福田幸生委員、16 番川合次夫委員、19 番樋口佐登子委員の 5 名です。 定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。 日程第 1＝議事録署名委員の指名について
議長	日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。 私から指名させていただきますが、ご異議ありませんか。 「異議なし」と呼ぶものあり 異議なしの発言がありましたので、私から指名をさせていただきます。議事録署名委員には、4 番恩田正平委員、5 番近藤栄樹委員を指名いたします。 日程第 2＝報告事項
議長 伊藤主査	<報告第 1 号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて> 報告第 1 号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて説明を求めます。 報告いたします。1 頁をご覧ください。 1 番青海地区、田海地内の 8 筆 1,179 m²について、現況は山林となっております。 2 番大和川地区、大和川地内の 4 筆 1,239 m²について、現況は宅地

伊藤主査	となっております。 3 番青海地区、田海地内の 1 筆 26 m²について、現況は宅地となっております。 4 番糸魚川地区、南寺町 3 丁目地内の 2 筆 522 m²について、現況は宅地となっております。 5 番能生地区、大王地内と能生地内の 29 筆 5,384 m²について、現況は宅地と原野、山林となっております。 6 番糸魚川地区、蓮台寺 1 丁目地内の 1 筆 168 m²について、現況は宅地となっております。
議長	以上で説明を終わります。 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。
議長 小竹主任主査	<報告第 2 号 農地の休耕及び増反届について> 報告第 2 号 農地の休耕及び増反届について説明を求めます。 報告いたします。4 頁をご覧ください。 1 番下早川地区、清水山地内と上出地内の 44 筆 15,939.5 m²については、労力不足のため休耕するものです。 2 番下早川地区、上出地内と下出地内の 9 筆 5,561 m²については、労力不足のため休耕するものです。 3 番上早川地区、土塩地内の 4 筆 3,191 m²については、労力不足のため休耕するものです。 4 番上早川地区、猿倉地内の 2 筆 974 m²については、労力不足のため休耕するものです。 5 番上早川地区、砂場地内の 24 筆 9,596 m²については、労力不足のため休耕するものです。 6 番大和川地区、大和川地内の 2 筆 310 m²については、労力不足のため休耕するものです。 7 番大和川地区、大和川地内の 1 筆 327 m²については、畑として活用したいためです 8 番能生谷地区、柵口地内の 12 筆 4,273 m²については、労力不足の

小竹主任主査	ため休耕するものです。 9 番能生谷地区、鶉石地内の 2 筆 493 m²については、労力不足のため休耕するものです。 以上で説明を終わります。 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。
議長	
議長	<報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について> 報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について説明を求めます。
小竹主任主査	報告いたします。議案の 9 項をご覧ください。 1 番から 10 番までは、下早川地区、上覚地内と四ツ屋地内の 18 筆 21,688 m²については、圃場整備によるものです。 11 番下早川地区、西塚地内の 1 筆 1,528 m²については労力不足のため解約し、解約後は他の方に貸し付けるものです。 12 番上早川地区、猿倉地内の 2 筆 974 m²については労力不足のため休耕するものです。
議長	13 番から 17 番までは、大和川地区、西海地区、大野地区、今井地区の合計 5 筆 5,099 m²については、労力不足や地域での農地の利用調整により、他の方への貸し付けが決まっているものです。 以上で、報告を終わります。 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。
議長	<報告第 4 号 農地の用途変更及び嵩上げ届について> 報告第 4 号 農地の用途変更及び嵩上げ届について説明を求めます。
林主査	報告いたします。議案の 12 項と地図 No. 1 をご覧ください。 801 番下早川地区、滝川原地内の 2 筆 870 m²については、隣接する

林主査	農道の高さに合わせて盛土するもので農地の利便性を図るものです。 以上で説明を終わります。
議長 片山委員	只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。 801 番の嵩上げについて、盛土した際の用水への影響が無いように してほしい。
林主査 片山委員 小島係長	工事の際は影響が無いようにお願いしております。 業者任せにせず、トラブルが起きないようにしてほしい。 この用水路は青線であり、事前に建設課に協議済みの案件であるの で、適切な方法でお願いしております。
議長	その他ご質問・ご意見ございませんか。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承 認することに決しました。
	以上をもちまして、日程第 2 の報告事項を終了いたします。 続いて、日程第 3 の付議事項について、審議に入ります。
	日程第 3＝付議事項
	<議第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について>
議長	議第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について説明を求め ます。
林主査	説明いたします。13 頁をご覧ください。 3001 番、大和川地区、大和川地内の 1 筆 327 m ² については、所有権 移転贈与です。地図 No. 2 をご覧ください。申請地は市道草山線沿い の場所です。譲渡人は高齢で耕作できないため、娘夫婦に譲り渡し たいというものです。 3002 番、大野地区、大野地内の 6 筆 1,901 m ² については、譲渡人は、 市外に居住しており日常的な管理ができないことから、隣接者に譲り 渡したいというものです。 以上で説明を終わります。

議長	只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。 〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕 異義なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。
議長	<議第2号 農用地利用集積計画案について> 議第2号 農用地利用集積計画案について、57件ございます。このうち、会議規則第10条の議事参与の制限に該当する案件がございます。米原委員の案件を先に審議しますので、議長、退室し、代わって斉藤職務代理が議長を務めます。 〔米原委員退室〕 〔斉藤委員に議長交代〕
斉藤職務代理 小竹主任主査	事務局の説明を求めます。 説明いたします。 17項18番糸魚川地区、南寺島2丁目地内の1筆709㎡について規模拡大となります。
斉藤職務代理	以上で、説明を終わります。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 ご質問及びご意見がございませんので、異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。
議長 小竹主任主査	議長交代します。 〔米原委員入室〕 その他の案件について、事務局の説明を求めます。 残りの案件について説明いたします。 先ほど説明させていただきましたものも含め、今月は件数が多いため、別紙参考資料をご覧ください。規模拡大39件78筆66,037㎡、更新6件14筆24,235㎡、耕作者の変更2件3筆2,259㎡、農地中間管理事業12件40筆40,686㎡、合計59件135筆133,217㎡となります。
議長	以上で説明を終わります。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けします。

議長 小竹主任主査	〔「なし」と呼ぶものあり〕 ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。 〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕 異義なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。 <議第3号 農用地利用集積等促進計画案について> 議第3号 農用地利用集積等促進計画案について説明を求めます。 説明いたします。議案の27項をご覧ください。 1 番大野地区、大野地内の5筆4,759㎡について、耕作者の変更を行うものです。 2 番大野地区、大野地内の3筆1,307㎡について、耕作者の変更を行うものです。 以上で説明を終わります。
議長	只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 その他ご質問・ご意見ございませんか。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。 〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕 異義なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。
議長 伊藤主査	<議第4号 農地利用状況調査に基づく非農地判断について> 議第4号 農地利用状況調査に基づく非農地判断について説明を求めます。 説明いたします。議案の29項をご覧ください。 昨年8月に実施した農地現地状況調査の結果、非農地として判断するものです。 以上で説明を終わります。
議長	只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 その他ご質問・ご意見ございませんか。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 異義なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。

議長 小島係長 議長	日程第４＝その他 １ 次回農業委員会の日程について 事務局の説明を求めます。 説明いたします。 ・ ５月 31 日金曜日、 9 時 30 分から定例会を市役所 2 階で開催します。ご案内させていただきますので、よろしくお願いいたします。 他にないようですので、以上で閉会といたします。慎重審議をいただき大変ありがとうございました。
------------------------------	--